



報道機関 各位

記者発表資料
令和2年12月25日(金)
問い合わせ先：高齢福祉課
課長：山崎 勝
担当：村上
電話：829-1259
内線：3032

高齢者施設の職員等が受けるPCR検査費用の補助制度を新設します
高齢者施設の新規入所者に係るPCR検査費用補助制度の対象者を拡大します

現下の新型コロナウイルスの感染者急増を受け、令和3年1月に、高齢者施設の職員等を対象にしたPCR検査費用の補助制度を新設します。

また、令和2年12月1日に開始した、高齢者施設の新規入所者に係るPCR検査費用補助制度の対象について、「ショートステイ」の利用者まで拡大します。

これらの取組により、高齢者施設における感染の更なる拡大及び集団感染（クラスター）を防止し、高齢者福祉サービスの機能維持を図ります。

1 内容

(1)【新設】高齢者施設職員等向け補助事業

- 高齢者施設が職員等に対し実施する自費による検査費用を補助
- 補助額：上限9千円
- 対象者数：約23,000人

(2)【拡大】高齢者施設新規入所者向け補助事業

- 補助対象者に「ショートステイ」利用者を追加
- 補助額：上限2万円（※現行の新規入所者向け補助制度と同じ）
- 対象者数（拡大分）：約2,500人

2 対象施設（下線部は今回追加）

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症グループホーム、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型事業所 等

3 実施期間 令和3年1月1日～令和3年3月31日

4 予算額 260,170千円（国の補助金を活用）